

秋田県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ケタカ沢2	秋田県由利本荘市大内三川字熊野田及びケタカ沢（次の図のとおり）	土石流
豆ヶ沢	秋田県湯沢市三梨町字森田、桜田、蟹沢、百目木、大沢、下猿城、水呑場、犬掬及び豆ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
小沢2	秋田県湯沢市秋ノ宮字小沢（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備えて縦覧に供する。